羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務処理要領(案)

1 目的

この要領は、北海道(以下「委託者」という。)が〇〇〇(以下「受託者」という。)に委託する「羽田空港等を活用した道産品販路拡大事業委託業務」を円滑かつ効率的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容及び業務実施方法等

委託する業務の内容は次のとおりとし、インバウンドを含めた航空需要をはじめ、空港施設の利用者が回復する中、道産品のさらなる販路拡大を図るものとする。業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、食産業振興課、関係する「どさんこプラザ」及び道産品取り扱い店舗の管理運営者と協議の上、実施すること。

(1) 羽田空港施設内における販路拡大の取組

ア 道産品取り扱い店舗との連携

羽田空港施設内にある道産品取り扱い店舗と連携した取組 (フェアの開催等)を実施すること。

- ※フェアの実施については、事業趣旨を踏まえ、開催日を提案すること。
- ※羽田空港店をはじめ首都圏の「どさんこプラザ」とも連携すること。
- ※フェアの出店事業者(道産品の製造・販売を行う事業者・団体(道内に本支店等を有するものに限る。)又は行政機関)は道と調整の上、決定すること。なお、販売売上については事業者の収入とし、事業者によって商品の送り込みのみも可とする。
- ※羽田空港施設内のさまざまな媒体を活用し、空港を利用する国内外の消費者に向けた プロモーションを実施すること。

イ 羽田空港店におけるテスト販売の実施

新商品又は販売開始後1年以内の北海道経済部食関連産業局食産業振興課が認めた道産品について、期間を定めてテスト販売を行い、期間終了後に商品の好不調の要因、改善が望ましい事項等を道に報告すること。

なお、羽田空港店の立地特性、利用客等を踏まえた効果的な実施内容とすること。

(2) インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援

海外のどさんこプラザと連携したインバウンド向け道産品の販路拡大に資する取組を実施すること。

※羽田空港、成田空港施設内おける道産品取扱い店舗との連動企画等や海外どさんこプラザと連携した商談会等への出店を想定。

(3)報告書の作成

上記(1)及び(2)の実施結果について、次の項目を含む報告書を作成すること。

- ・道産品取り扱い店舗との連携についての実績
- ・テスト販売についての実績
- ・インバウンド需要等に対する道内事業者のマーケティング支援についての実績 その他、事業成果として報告できる項目を提案すること。

- 3 実績報告、調査及び概算払いについて
- (1) 受託者が、契約書第11条に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第1号様式)

報告書の納入形態は、紙媒体(A4版)2部、電子媒体(CD-R又はDVD-R)1 式とする。電子媒体は、Windows10で起動する Microsoft Office で対応可能なものとする。

イ 収支精算書(別記第2号様式)

(2) 受託者が、契約書第13条に基づき概算払の請求の際に提出する書類は次のとおりとする。

ア 概算払請求書(別記第3号様式)

イ 収支計画書(別記第4号様式)

4 提出書類

3の収支精算書を提出するときは、次の書類を添付するものとする。

なお、委託期間中の現地調査、業務の処理状況に関する報告等において、随時提出を求めることがあるので常に整備しておくこと。

(1) 人件費

業務日誌(写)、出勤簿(写)、給与台帳(写)、給与支払明細書(写)、雇用契約書(写)、標準報酬決定通 知書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

(2) 旅費

出張命令書(写)、出張復命書(写)(出張内容がわかる資料)、交通費等の領収書(写)等及び銀行等の振込受取書(写)又はこれらに類する書類

(3) その他の経費

請求書(写)、契約書(写)、発注書(写)、納品書(写)、領収書(写)及び銀行等の振込受取書 (写)又はこれらに類する書類

- (4) インターネットバンキングを利用して経費の支払を行ったときは、画面の写しを提出すること。
- 5 再委託について
- (1) 再委託は原則禁止とする。必要により業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ次の書面を提出し委託者の承諾を得なければならない。

ア 次の事項を記載した書面

- (ア) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (イ) 再委託する業務の範囲
- (ウ) 再委託する理由及びその必要性
- (エ) 再委託の契約金額
- (オ) 再委託の相手方に対する業務の管理履行体制
- (カ) 再委託の相手方の履行実績、組織体制、職員の状況

イ 再委託の相手方の法令等を遵守する旨の誓約書

- (2) 再委託の承諾を得た場合は、受託者が再委託の相手方への管理監督を行うものとする。
- (3) 再委託の相手方に対して道との契約書を準用した約定、契約内容や留意事項の十分な説明と理解を得るものとする。
- (4) 再委託の相手方が第三者に委託することのないよう受託者から再委託の相手方に指導する

こと。

6 その他

- (1) 委託者は、委託期間中に業務の処理状況等に関する報告書の提出を求めて調査するものとし、また、必要に応じ、現地調査を行うものとする。
- (2) 道と協議の上、事業を進めていくこと。